

地域の高齢者の相談窓口

地域包括支援センターをご利用ください



ゆのか (しんた21内)



あおい (愛桜)



「けいあい」

「ご存じですか？
地域包括支援センター」



高齢者の地域における身近な相談窓口であり、総合的なサービス拠点が『地域包括支援センター』です。地域包括支援センターは、市が設置し（3カ所）、医療法人などに運営を委託している公正・中立な機関です。

地域包括支援センターでは、高齢者の皆さんが可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、介護や健康、福祉、医療などさまざまな面から総合的に支援しています。

また、高齢者だけではなく、そのご家族からの相談も受け付けています。

相談は無料で、秘密は固く守られます。また、必要に応じてご家庭を訪問し、相談をお受けすることも可能ですので、お気軽にご相談ください。

どういいう方が
対応してくれるの？



地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー（主任介護支援専門員）の専門職が配置されており、互いに連携しながら、総合的に高齢者の皆さんを支援しています。

どんなことをしているの？



地域包括支援センターでは、次の4つの業務（包括的支援事業）を行っています。

業務区分	業務内容
総合相談・支援	高齢者やその家族などからのさまざまな相談に応じ、必要な情報提供やサービス調整を行っています。
権利擁護	高齢者虐待への対応など、権利擁護のための活動を行っています。
介護予防ケアマネジメント	要介護となるおそれのある方の介護予防ケアプランを作成し、通所による教室参加や訪問による相談支援の調整を行っています。 要介護認定で要支援1・2となった方の介護予防サービス計画の作成やサービス調整を行っています。
包括的・継続的マネジメント	医療機関など、関係機関相互のネットワーク構築により、地域の高齢者の支援体制を整備しています。 ケアマネジャー（介護支援専門員）への支援やさまざまな社会資源の活用により、地域における連続的で一貫した支援の実施に努めています。